

労働基準法関係解釈例規について(基発第150号 昭和63年3月14日)の一部改正を
厚生労働省に要請するに關する陳情

陳情趣旨

今労働基準法関係解釈例規では予備自衛官、消防団員の職務について公の職務と
認められないが、東日本大震災で多くの予備自衛官、消防団員が災害復旧業務を行
東日本の復興に貢献している。このたゞ国のみ全に關する業務を行う予備自衛官、消防団員
の職務を労働基準法関係解釈例規の公の職務に追加する事は使用者からの不利益軽減
からの特別な保護を考慮すべきである。

陳情項目

労働基準法関係解釈例規について、国の専門、係統の戦闘業務、救難業務を行ふ予備自衛
官、消防団員を使用者からの不利益軽減のため保護のため、「公の職務」に予備自衛官、消防団員の
職務を追加する一部改正を実施するに厚生労働省に要請する。

平成28年1月25日

提出者: 佐野 重興 津市久居町786-1 〒632-0320
 氏名: 日美 大昌
 電話番号: [REDACTED]



習志野市議会議長

木村孝治様

「習志野市（障がい者等）福祉タクシー事業」
 「高齢者外出支援事業」福祉タクシー券に関する陳情

陳情趣旨

一定の障がいのある習志野市民に、タクシー利用助成の為に、500円の券を月5枚、年60枚以内の福祉タクシー券を交付されております。

また、75歳以上で、一定の条件を満たしている習志野市民に、1か月あたり高齢者外出支援事業として、高齢者支援タクシー券500円の券を月3枚、年36枚以内を、世帯に交付されております。

習志野市のタクシー券利用の手引には、「タクシー券はおつりが出ませんので、端数は現金でお支払い下さい。また、運賃を超える額をタクシー券で支払うことはできません。」と記載されておりますが、障がい者等や高齢者にとって、500円以下の端数何百何十円を現金で支払うことについては、負担になっているケースが想定されます。

例えば、東習志野2丁目辺り～習志野市役所に1900円の料金支払いが発生した場合、利用者に端数の400円について現金支払いが発生したケースを想定いたしますと、100円券があれば、端数をタクシー券で支払うことが可能になり、タクシー券の不正使用の防止にも役立ちますので陳情いたします。

陳情項目

1. 福祉タクシー券500円券の中に、新しく100円券を適正な割合で、組み込んで発行していただく事について。

平成28年 2月 3日

提出者 千葉県習志野市実査 2-12-10
 杉山 和春

習志野市議会議長 木村 孝浩 様



習志野市職員任用等の改正を 求めることに関する陳情

(陳情事項) 下記の事項について、市及び関係機関に働きかけられたい。

記

1. 正規職員採用試験における選考採用又は筆記試験前のエントリーシート等による選考、若しくはこれの一次試験の採点への反映、最終合格前の心理学適性検査、申込書等の提出書類(電子データの送信又は記録媒体の提出を含む。以下同じ。)の不要な情報の記載欄(学歴の具体的な学校名、過去の職歴、家族構成、信条)若しくは口述試験における質問又はこれに類するものを根絶し、全募集における競争試験制度を貫徹させること。
2. 地方公務員法の欠格事項非該当にして1. の例に拠らず、どうしても採用したくない受験者がいた場合は、法令の抜け道を最大限に活用しても、一次試験で不合格とすること。

(陳情理由) 1. 選考採用では、人物重視等を大義名分にして、結局は好き嫌い人事になり、筆記試験前のエントリーシート等による事前選考又は一次試験の点数への反映は差別的行為にもつながり、厳正公正な学科試験の点数を基調とした競争試験制度が望ましい。最終合格前の申込書等の提出書類又は口述試験などの質問事項に、現在の受験者の能力又は責任に関係しない事項、例えば学歴の具体的な学校名、過去の職歴、家族構成(家族の職業など論外、民間企業でさえ禁止されている。), 信条などを一切、含めてはならない旨、厚生労働省から通達されているし、社会通念なので、これを順守するのは当然のことである。

2. 官公庁の正規職員の採用に関しては、法令及び例規により、実証に基づく成績・能力主義の厳正公正な競争試験制度を貫徹することが原則ではあるが、官公庁とて民間企業同様に、人選の自由が憲法により保証されており、地方公務員法の欠格事項非該当であっても、筆記試験の点数にかかわらず絶対に欲しくない受験者に関しては、競争試験制度の例に拠らず、市当局が好きに採点できる論作文を問答無用で零点にして、安楽死の如く一次試験(筆記試験)の段階で不合格にすべきである。助からぬ受験者に不要な期待をさせ、長期に渡り試験日程に身柄を拘束させ、無駄に足を運ばせ、一方で、口述試験で、収容所のガス室又は保健所のドリームボックスの如くフェイタリティを行った上での不合格では、受験者に甚だ不当な苦痛を与え、その人権を著しく蹂躪し、トラウマを植え付け、人格及び今後の人生を破壊するので、絶対に止めるべきである。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目1番27号
氏 名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成28年2月14日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



習志野市議会 議長
木村孝浩 様

大久保公民館・市民会館跡地の民間事業への 全面的提供の見直しを求める陳情

(陳情項目)

京成大久保駅前の一等地である(現)大久保公民館・市民会館跡地を民間付帯事業の名のもとに、全面的に民間事業に提供することに対し見直しを求めます。

(陳情の趣旨)

平成28年1月付、「習志野市大久保地区公共施設再生基本計画」及び同年2月11日に開催された「大久保地区公共施設再生基本計画説明会」で配布された資料、説明によりますと、現在の「大久保公民館」及び「市民会館」は新築される(仮称)みらい創生館北館に統合され、跡地は定期借地権契約により全面的に民間に貸与されることが明らかにされました。配布資料「新しい公園と施設はどうなるか」の18ページには(現)大久保公民館・市民会館が「民間施設」と表示されています。公共施設が何故いつの間にか「民間施設」となったのでしょうか。跡地は京成大久保駅前の市所有の一等地であり、本来は市民のための公共施設として使われるべきものではないかと考えます。

大久保地区再編の過去の経緯(平成27年3月付基本構想案、平成27年5月付仮称大久保地区公共施設再生基本構想など)を見ましても、公民館棟の1階に2店舗程度の飲食物販テナント貸しとは掲載されていますが、跡地に定期借地権を設定して民間に丸ごと貸し出すとは出ていません。又、新築にするカリノベーションにするかも今後検討するという事にとどまっています。平成27年9月開催の民間事業者との「対話」の中で定期借地権の手法も考えた方が良い、リノベーションは難しいなどの意見集約が行われています。民間の要望を大幅に取り入れたのではないかとも考えられます。

建物を解体(市の費用)した場合は事業者が新築費用負担とありますが、定期借地権の期間はどうなるかは記載されていません。事業用定期借地権は期間10年～50年未満と幅広く設定出来る為、借地期間が短いと建物建設経費などを短期間に回収するためには相当高収益の事業を行わなければならないかもしれません。又、市は区分所有はしないとしているため借地期間が長ければ半世紀近くにわたり市有財産が市民の手から離れることになります。

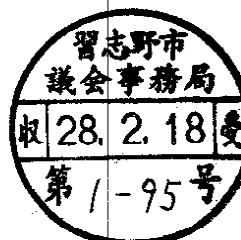
大久保地区再生計画にあたっては藤崎図書館や地域の多くの公民館などが廃止されることに懸念の声が多数あがっています。民間付帯事業は市のまちづくりの方向性と合致するものと抽象的に説明されていますが、それ以前に京成大久保駅の南側真正面の一等地にある大久保公民館・市民会館跡地は公共資産として市民に幅広く提供される方法を検討すべきものではないかと考えます。当該資産がどのような展開で全面的に民間に提供されることとなったのか、その経緯を説明されるとともに、民間事業への全面的提供の見直しを求める陳情いたします。

2016年2月17日

習志野市香澄2-1-6

川辺俊一

TEL [REDACTED]



習志野市議会 議長
木村孝浩様

平成28年2月17日

JR京葉線新習志野駅周辺、茜浜、芝園地区の土地利用
見直しのため、検討委員会の設置を求める陳情

(陳情の趣旨)

「都市構造」として、改定習志野市都市マスターplan（都市マスと略）が旧都市マスと大きく変わった点が二つあります。一つは「生涯学習センター」や「市民福祉の拠点」とされた場所が市役所地域から、太久保地区の「中央公園」の方に移ったこと。そして他の一つは、市の広域拠点です。「ペアシティ構想」と呼ばれて、JR津田沼駅と、JR京葉線新習志野駅周辺の2か所あったものが、「南の玄関口」であった京葉線新習志野駅の方が消えてしまったことです。私は「南の玄関口」の可能性を考えたいと思います。

ご承知のように、新習志野駅のある場所は、京葉港の埋め立てによって造成された土地であります。陸側の住居地域とは東関道自動車道、京葉線とで北側の住居地域と区切られ、産業系として工業地域、準工業地域、と文教地域です。習志野市は「活発な産業振興」を期待して、阻害要因となる「住工混在」をなくすため、平成3年に「茜浜・芝園地区地区計画」を導入し、住戸や集合住宅の建設を規制してきました。茜浜、芝園地区の中にある地区計画の対象は、産業業務街区（69.5ha）、京葉線街区（14.6ha）、文教街区（25.7ha）の3か所、延べ123,2haです（別図）。

「茜浜・芝園地区地区計画」の条例導入から15年が経過しました。その昔、「住民福祉」の大義で、「公害対策」の切り札として考え出された「住工分離」の時代も終わりを告げ、右肩上がりの高度成長も成熟期を迎えました。情報・流通・サービス産業へと産業構造も変化しました。その結果、市内に取り残されたままの「工業地域」は、例外なく「高層マンション」や、「大型スーパー」、「パチンコ・ゲームセンター」などが建ちました。今日にあっては「住民福祉」の重点は、「産業用の土地確保」ではなく「超高齢者用の介護施設」、「健康づくりのスポーツ施設」、「学生・若者世帯用の集合住居」、「文化・芸術用のホール」などの土地確保となっています。50年代より企業庁が埋め立てた土地の有効活用は、こうした社会的ニーズ優先で対応すべきです。「定住人口の排除」を目的とした「茜浜・芝園地区地区計画」は見直しが当然です。「ポートピア習志野」は茜浜2丁目の準工業用の土地3.9haを使った公共カジノです。いずれにしても「住民福祉」とは縁のない施設です。

芝園1丁目の「幕張新都心拡大地区」は、この秋にも決定と言われるイオンモールの京葉線新駅に繋がる貴重な6.1haの土地でしたが、残念ながらこの度千葉県企業庁は茜浜1丁目の「ビバホーム」と同じホームセンターの（株）カインズを決定しました。企業庁は習志野の希望をよく聞いて欲しかったと思います。隣の船橋市では民間の土地ながらIKEAで賑わっています、この3月で市経営の「船橋オート」が幕を閉じます。民間の土地で経営してきた船橋市が今後民間の土地の活用についてどのように誘導するのか注目したいところです。

(陳情事項)

- 1、 茜浜、芝園地区について「定住人口の排除」方針を見直し、弾力的運用を求めたい。
- 2、 新習志野駅周辺の現況と、発展の可能性を都市計画に反映して頂きたい。
- 3、 上記目的のために検討委員会の設置について検討願いたい。

上記事項について、議会の決議を求めてく陳情します。

陳情者 竹川未喜男
習志野市袖ヶ浦2-7-8-406

[REDACTED]



廃止された国の「外国人登録制度」に替わり、平成24年7月9日に導入後、3年もの猶予期間を経て、昨年7月8日に申請期限を迎えた「在留管理制度及び特別永住者の制度（以下、新制度）」に基づき、いわゆる「通名＝日本（にっぽん）人風の偽名」の使用を止め、「本名のみ」を名乗って戴くことを推進する（＝差別をなくす）ため、新制度との間に齟（そ）齬（ご）が生じている「住民基本台帳法施行令」を改正することを求める意見書を国へ提出することを求める陳情（3枚組）

【陳情趣旨】

表題に記した通り、長らく続いた外国人登録制度が廃止され、新たに「在留管理制度及び特別永住者の制度（以下、新制度という）」が導入されました。

これに伴い、永住者（特別永住者を除く）を含む中長期在留外国人に所持が義務付けられていた従来の「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」への切り替え期限を昨年7月8日に迎えました。同様に特別永住者に対しては「特別永住者証明書」へ切り替えることとされています。

新制度の最大の変更点の一つに、在留カードまたは特別永住者証明書への「通名の非表示（＝本名のみの表示）」が挙げられています。

現代日本（にっぽん）に於いては、社会的通念として芸人（歌手・役者などを含む）でもない限り人間は、先祖代々受け継ぐひとつの「姓」と、出生時に両親などに名付けられたひとつの「名」を名乗ってその生涯を送ります。 *婚姻により女性が夫の姓に改姓することなどを除く。

「姓名」は個人を特定する重要な情報の一つであり、住民登録などにはじまり、納税や社会保障など公的にもまた、銀行などの口座開設やクレジットカードの申し込みなど民間にも幅広く利用され、さらに本年1月に導入された「マイナンバー制度」との関連もあります。ご存知のことと思いますがマイナンバーカードにも「本名」が明示されることになっております。

*希望により「通名」の併記は可能（通名のみは不可）

新制度の導入により姓でいうと例えば「金朴李盧全姜辺崔習陳馬（きんぱくりのちよんがひよんちえしゅうちんぱ）マルコスアハマドボルジギンなどなど（順不同・敬称略）」、代々続く名前ある本名（実名）を名乗って戴ける体制が整いつつあるということです。

然るに一部の外国人は今現在も表題に記したように本名に加えて、「通名」を使用している方々がおられ、これはさらに驚くべきことに同一人物が複数の通名を使用されている方々もおられます。

通名を使用することで外国人であるにも拘らず、あたかも当人が日本（にっぽん）人であるかのような錯覚を生むのか、これに因る犯罪の一例を挙げますと、外国人には認められていない国政への関与（国会議員などへの献金を含む）なども発生しております。

一方、献金などを受ける側にとっても通名を使用されてしまうと、外国人であることを確認できないことが多く、同様に犯罪に巻き込まれ、これは両者にとって不幸な事態です。

また一方でこれまですべての外国人ではなく「事実上」、一部の外国人のみに通名を名乗ることを認めて来たということは、通名を使用できない外国人への差別だとも思います。

「事実上」の意味を補足しますと帰化していない(=外国籍)白人や黒人が仮に「山田太郎」を名乗っても本名でないのはその風貌から明らかですがこれが黄色人種、それも風貌が日本人と変わらない者であれば本名であるかのように錯誤を生む可能性が大きい、ということです。

「通名」を一切使用しない(=本名のみを使用する)ことで外国人自身にも「自分は外国人なのだ。」と常時認識して戴けることになると思います。

上記の犯罪者は通名使用者の極一部なのかもしれません。このような「不(ふ)逞(てい)の輩(やから)」の存在によって通名を使用する外国人すべてを色眼鏡で見ることは厳に慎まねばなりません。しかしながら現在はインターネットを中心に通名使用外国人=犯罪者とみる風潮があるのも残念ながら事実です。

そこで日本(にっぽん)人との共生をさらに推進するためまた、差別(外国人の中に通名を使用できるものと出来ない者が「事実上」いることを含む)をなくすため、上記新制度の導入に加えて、住民基本台帳法施行令(以下、施行令)「第四章の三 外国人住民に関する特例 (外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)」を早急に改正し通名の使用を禁止することが不可欠だと思います。

【但し書き [REDACTED] 及び陳情項目】

・今議会から陳情者の個人情報が開示されるため止む無く以下記します。

*私が過去に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

*本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

*誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。

・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

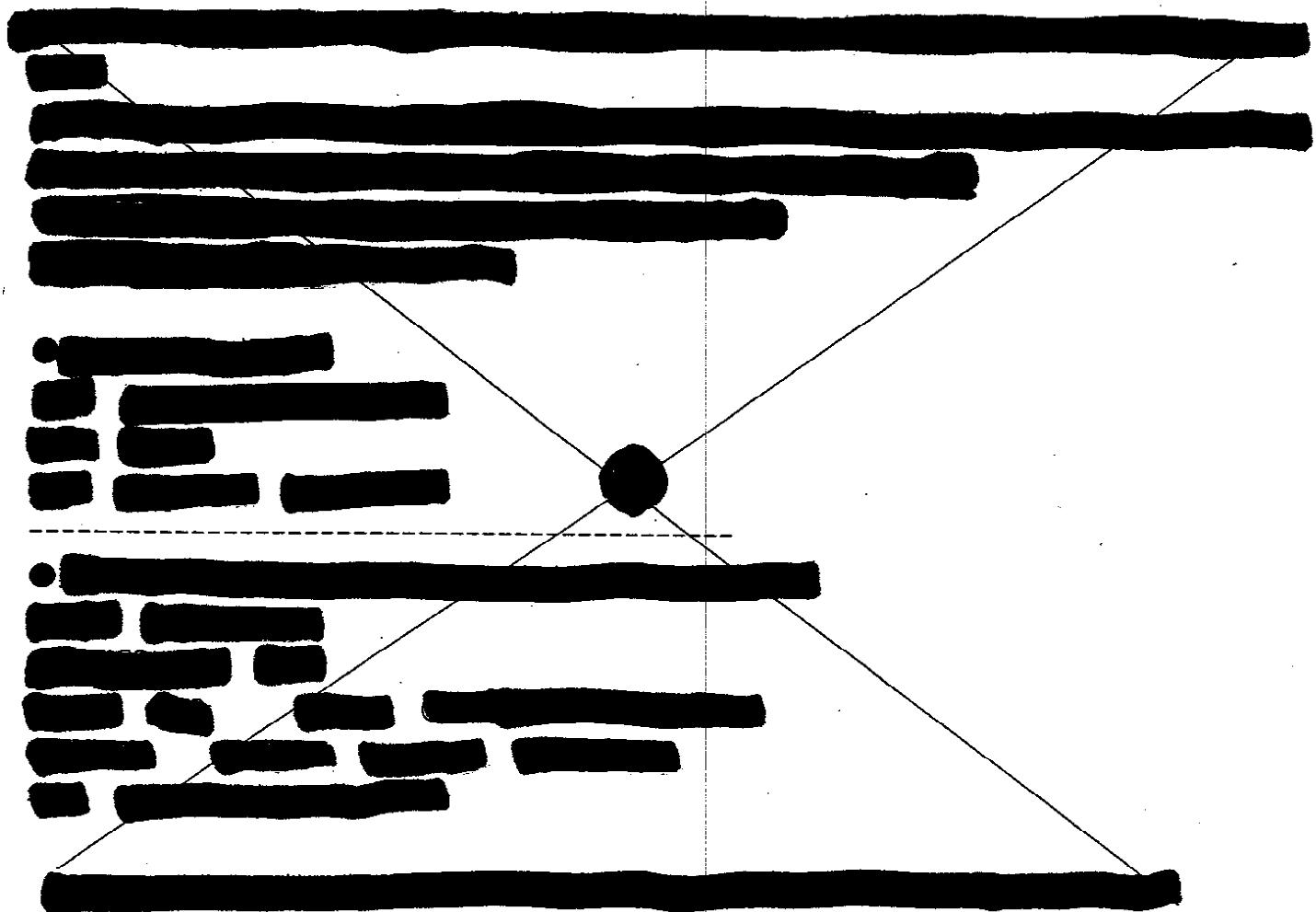
・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただき

ます。

以上、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。



陳情項目は、住民基本台帳法施行令、具体的には「第四章の三 外国人住民に関する特例（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）」を削除し、かつその他関連のある部分をも含め、新制度に合わせて改正するよう習志野市として国に対し意見書を提出することです。

平成28年2月19日

警視抜刀隊の会二次団体「差別をなくそう習志野市民フォーラム」

習志野市駒沼台4-17-20

緒方直行

*当フォーラムは左派系市民団体「習志野市民フォーラム」とは別のものです。何ら関係はありません。

習志野市議會議長 木村 孝浩 様

